

柏崎あきんど協議会・あきんど支援事業助成金 交付要綱

(趣旨)

第1条 商店街、商業関係団体等が自らの商業経営の活性化、高度化を図る事業を自立的に実施するに当たり、その事業費の一部を助成することにより事業の円滑な運営を推進することを目的とする。

(助成の対象者)

第2条 この助成金の対象は、次のとおりとする。

- (1) あきんど協議会を構成する業種組合・商店街振興組合等
- (2) 上記組織に属する事業所、あるいはその集まり（下記「対象事業の(1)」のみ対象）
- (3) 柏崎商工会議所小売商業部会及びサービス部会のいずれかを主たる所属部会とするもの（下記「対象事業の(1)」のみ対象）
- (4) 柏崎市商工会の会員であって、小売業及びサービス業のいずれかを営むもの（下記「対象事業の(1)」のみ対象）
- (5) 商業振興を目的とする法人格を有する組織・団体
- (6) その他会長の認める団体（ただし、商業者で構成する団体であり、規約及び口座を有していることを条件とする。）

(助成の対象事業及び期間)

第3条 この助成金の対象は次の事業とし、2月1日から翌年の1月末日までに実施されるものとする。ただし、助成対象経費は別表1に掲げるもののうち必要かつ適当と認められるものとし、広告宣伝費の割合は助成対象経費総額1/2を上限とする。

- (1) イベント・展示会・商談会開催事業
- (2) 調査・計画策定事業
- (3) 研修（講演会等）事業
- (4) 情報化事業等の高度化実践事業

(助成率等)

第4条 前条に規定する助成対象経費について、助成率は別表2のとおりとし、予算の範囲内で助成する。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を希望する者は、別に定める様式により交付申請書を会長が定める日までに提出するものとする。

(交付決定)

第6条 会長は前条による申請書の提出があったときは審査の上交付決定を行い、別に定める様式により交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

ただし、審査において申請額10万円以内は審査会での審査を必須条件としない。

(変更の承認)

第7条 事業内容の変更、経費の配分の変更（次項に定める軽微な変更を除く。）をする

場合は、あらかじめ会長の承認を受けるものとする。

- 2 前項に規定する軽微な変更とは、助成対象経費相互間における経費の配分の変更でその変更が変更前の経費の20%を超えるもの以外の変更とする。

(実績報告)

第8条 助成事業者は事業の完了した日から1か月を経過した日又は助成金交付年度の2月10日のいずれか早い日までに別に定める様式により実績報告書及び添付書類を提出するものとする。

(助成金の交付)

第9条 前条に規定する実績報告書を審査の上、適当と認められるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(その他)

第10条 本要綱に規定しない事柄については、会長が別に定める。

別表1 助成対象経費

助成対象経費区分	内 容
謝金	委員、講師、研究員等の専門家に対する謝金
旅費	委員、講師、研究員等の専門家又は助成対象事業者の役職員の旅費
事業経費	会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、集計・分析費、通訳翻訳料、原稿料、無形固定資産購入・開発費、消耗品費、機材等レンタル料、雑役務費等の事業経費
委託費	調査研究、開発研究、イベント開催等の一部を委託する場合の委託費
広告宣伝費	イベント等の開催告知・PRに必要なチラシ作成あるいは広告費用（助成対象経費総額の1/2を上限とする）

注

- ① 参加者、顧客への「景品」「商品」「提供品」などの経費は助成対象経費に該当しない。
- ② 予算の関係上会議費を平成16年度から助成対象経費から削除。
- ③ 謝金、雑役務費の対象は部外の者のみとし、住所氏名を記した対象者全員の領収書を提出するものとする。
- ④ 広告宣伝費、印刷製本費、委託料は、経費の内訳が分かる見積書あるいは請求書を必須とする。
- ⑤ 発注は原則市内事業者とするが、やむを得ない理由がある場合は、理由を付し申請すること。
- ⑥ 第2条第1項第4号においては、補助対象経費の相当部分を構成員への発注で行う場合、理由を確認の上、原価相当分を対象経費とする。

- ⑦ 当事業の助成対象経費は、消費税の本則課税事業者は税抜額、２割特例、免税事業者及び簡易課税事業者は税込額を補助対象経費とする。

別表２ 助成率

助成対象者区分	新規事業	継続事業
(1) あきんど協議会を構成する業種組合・商店街振興組合等	補助率 ２／３ 又は３０万円以内	補助率 １／３ 又は３０万円以内
(2) 上記(2)～(4)の事業所、あるいはその集まり（「対象事業の(1)」のみ対象）		
(3) 商業振興を目的とする法人格を有する組織・団体	補助率 ２／３ 又は２０万円以内	補助率 １／３ 又は２０万円以内
(4) その他会長の認める団体		

附則

平成１８年５月２９日

助成の対象事業および期間（第３条）ならびに助成率等（第４条）について改定する。

平成２９年６月 ９日 一部改定

令和 ５年５月１８日 一部改定

令和 ６年５月１５日 一部改定

令和 ７年５月１５日 一部改定